

海外法規制情報

カナダの製品安全規則改正：「SOR/2016-169:子供用スリープウェアの可燃性基準」

カナダの子供用スリープウェア可燃性基準「SOR/2016-169」は、デザインや各部位の最大寸法をもとに、着衣着火が懸念される「ルーズフィットなスリープウェア」と着衣着火の可能性が低い「タイトフィットなスリープウェア」に分類し、それぞれに異なる要求事項を適用しています。

「ルーズフィットなスリープウェア」に該当するスリープウェアには米国の可燃性試験「16 C.F.R. PART 1616—STANDARD FOR THE FLAMMABILITY OF CHILDREN'S SLEEPWEAR: SIZES 7 THROUGH 14 (FF 5-74)」を採用した厳しい基準が適用され、基準に合格しなければカナダに上市することはできません。一方、「タイトフィットなスリープウェア」に該当するスリープウェアは、カナダの試験方法「CAN/CGSB 4.2 No.27.5」により炎の伝播速度が7秒以上であることを条件に、規定が免除されます。

「体重7kg未満の乳幼児用スリープウェア」の定義を満たしていることは「タイトフィットなスリープウェア」に分類される条件のうちのひとつですが、今年5月、この「**体重7kg未満の乳幼児用スリープウェア**」の定義が変更されました。

変更内容は以下の通りです。



改正前	改正後
以下の定義を満たすスリープウェアは、「体重7kg未満の乳幼児向けスリープウェア」と見なされる。 胸囲寸法が508mm以下である。	以下の定義を満たすスリープウェアは、「体重7kg未満の乳幼児向けスリープウェア」と見なされる。 - 胸囲寸法が508mm以下であり、且つ - 対象月齢を表示している。対象月齢は9カ月以下でなければならない。

着衣着火の防止を目的として、カナダ、米国をはじめ、オーストラリア、ニュージーランド、中国、英国などの国が独自の可燃性基準を必須要求事項として定めています。



お問い合わせ先
東京事業所 グローバルコミュニケーション戦略室
☎ 03-5759-4120 （担当：志賀・小林・宮）